

実務特集 法人

評価損計上で税額を抑える

ポイント早分かり 決算対策 ①

アドバイザー/公認会計士・税理士 土屋晴行



国税庁は、法人税・所得税と消費税との同時調査を行っている。法人税・所得税・消費税という税目別の調査ではなく、法人・個人という納税者別の調査を行っているのだ。消費税が導入されてから、もうかなりの時間が経過し、国税庁も広報・相談・指導中心の行政から、他税目と同じように厳正に調査することになっている。

昨今の円高株安の状況を併せて考えると、決算対策のポイントには「評価損」「交際費」「役員賞与」の3つだと思われるが、これらは税務調査において、税務署と経営者との間で見解の相違が生じやすい部分である。そこで、ここでは、この3つの決算対策上のポイントを解説することにする。

1. 評価損

◎ポイント1



▲9月決算の企業も多い

時価を限度としているか
企業会計原則の原価主義は原則的なものであり、また会社法も原価主義を原則としているが、回復できないと認められる時価の低落などについては、評価換えを認めている。

これらのことを考慮して、税法も、特別の事実(災害などの損傷・相場の著しい下落など)が生じて、資産の価値が著しく低下したときには、評価損を、損金の額に算入することを認めている。ただし、時価を下回る評価損は、損金として認められない。

損金の限度額は「時価」

売却時価と比較しているが、棚卸資産については低価法の選定が認められているから、実質的に時価まで評価損を計上することができる。

このときの時価は、仕入時価(その取得のために、通常必要とする価額)であるのに対し、評価換えにおける時価は、売却価格(譲渡されるときに、通常つけられる価額)となっている。

また、減価償却資産の評価換えの基礎となる時価は、そ

の資産の再取得価額および経過年数を基礎として計算される定率法未償却残高に相当する金額をいう。

◎ポイント3

資産評価損については、法人が確定決算において損金限度として、損金として認めることになっている。

したがって、評価損を計上できる特別な事実があっても、法人が評価損を計上しない限りは、税務上、進んで損金として認めることはない。また、申告書だけで、評価損を損金の額に算入することは認められない。

◎ポイント4

実現損失は事実か
不良資産であっても、決算のときに損金経理によって帳簿価額を減額していなければ、時価まで評価減することは認められない。

不良資産は、決算日までに処分して実現損失としておけば、税務上のトラブルを避けることができる。また、そればかりでなく、法人の資産内容も充実することになる。したがって、不良資産を処分したときには、処分したときの写真、処分業者からの処分証明書などの証拠書類を整備して、実現損失が事実であることを立証する必要がある。

(つづく)

家族に財産を残すテクニック

相続税対策

実務特集 個人

1 生前贈与を活用する

アドバイザー/税理士 清田幸弘



1. はじめに

相続税対策を考えると、生前贈与を行い相続時における財産を少なくする方法がよく取られる。生前贈与とは被相続人が死亡する前に自身の意思で相続人等に財産を渡すことを言い、被相続人の死亡により相続人が財産を譲り受ける相続とは区別される。

ただし、何も手続きをせずに生前贈与をしてしまうと、相続税よりも税率の高い贈与税を支払うことにもなりかねない。そのため高い贈与税の支払いを防ぐために、贈与税が軽減される制度を利用するのが一般的である。

2. 贈与税の配偶者控除

相続税法では、夫婦間で居住用の不動産を贈与する場合、「贈与税の配偶者控除」という制度がある。

この制度を利用すると、夫婦間で居住用財産を贈与する場合、2千万円の配偶者控除と基礎控除額110万円とを合わせて2110万円まで課税価格から控除できることになる。

この特例の適用を受ける場合には、以下の条件を満たしていることが必要になる。

- (1)結婚して20年以上の夫婦であること
- (2)居住用不動産そのもの、または居住用不動

産を取得するための金銭であり、翌年3月15日までに居住用不動産を取得していること
(3)同一の配偶者からの贈与で過去にこの特例の適用を受けていないこと
(4)贈与を受けた配偶者はその居住用不動産に居住し、その後引き続き居住する見込みであること
これらの条件をすべて満たしている場合、必要書類を添えて税務署長に贈与税の申告書を提出することによって、この特例の適用を受ける

長く連れ添う夫婦に税の恩典

ことができる。
この制度を利用することによって、生前に相続財産を配偶者へ贈与することができるため、相続税が課税されそうな人は、この特例を適用することにより節税を図ることができる。

3. 贈与税の計算例

評価額2500万円の自宅の敷地を配偶者に贈与する場合の税額は以下の計算式になる。

$$\{ 2500 \text{ 万円} - (2000 \text{ 万円} + 110 \text{ 万円}) \} \times 20\% - 25 \text{ 万円} = 53 \text{ 万円}$$

評価額 配偶者控除 基礎控除
税率

この特例を利用しないで贈与した場合の計算式は以下の通りである。
(2500万円 - 110万円) × 50% - 225万円 = 970万円
したがって贈与税の配偶者控除の特例を利用することで贈与税が、970万円 - 53万円 = 917万円有利になる。

4. 事前のシミュレーション

評価額5千万円の土地に住んでいる場合、生前に持ち分の5分の2(2千万円分)を贈与すれば、贈与税を課税されることなく財産を少なくすることができる。
贈与税の配偶者控除を利用しない(生前贈与をしない)場合→土地5千万円全部が相続税の課税対象となる
贈与税の配偶者控除を利用した場合→残りの持ち分3千万円が相続税の課税対象となる
この特例の適用を受けて贈与を行う場合には、登録免許税、不動産取得税がかかるので、それらについて考慮してもなお相続税の減税効果があることを、事前に相続税の試算で確認したい。なお、受贈者が財産を多く持っている場合には、その受贈者の相続税についても併せて検討することが必要である。(つづく)